

入札者心得

- 1 入札室においては、静粛にしなければならない。
- 2 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 3 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。また代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
- 4 すでに提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しは認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札に当たっては、他の入札者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書、技術提案書その他奈良県に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならない。また、入札価格の決定及び入札書等の作成は、独自に行わなければならない。
- 7 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。
- 8 電子入札システムによる入札者は、電子証明書（ＩＣカード）を不正に使用してはならない。
- 9 入札者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。
- 10 入札者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
また入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 11 次の各号に該当する入札は、無効又は失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印を欠く入札（電子入札システムにより提出する場合は押印不要）
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした 2 以上の入札
 - (4) 入札金額の訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) その他入札条件に違反した入札
- 12 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額である。
- 13 投函入札においては、入札手続き執行途中で入札参加可能者が 3 者未満となったときあるいは入札時に入札参加者が 3 者未満となった場合は、その段階で入札手続きまたは入札を中止する。